

盛岡市農業委員会農業委員候補者評価委員会設置要領

平成29年5月17日市長決裁

(設置)

第1 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第23号。以下「規則」という。）第5条第2項に基づき、任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、盛岡市農業委員会農業委員候補者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 規則第5条第1項に基づき、推薦又は応募した盛岡市農業委員候補者(以下「委員候補者」という。)の評価を行い、意見を市長に報告するものとする。

(2) 委員候補者の評価にあたり、活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により評価を行うものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長（農業委員会に係る市長の権限に属する事務を担当する副市長（以下「副市長」という。））を、副委員長は農林部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 農林部次長

(2) 農政課長

(3) 産業振興課長

(4) 農業委員会事務局長

(5) 市長が必要と認める職員

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(持ち回りの方法による表決)

第6 委員長が特に必要と認めたときは、持ち回りの方法により表決を求め、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席委員」とあるのは「参加委員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。